

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2763号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

ダイズの種まき (長野県)



も く じ

随 想	情 報	情 報	活 動	活 動
--------	--------	--------	--------	--------

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席
—「社会保障と税の一体改革」に地方の意見を反映させるよう発言—
社会保険・税一体改革に関する意見交換会に渡邊常任理事(新潟県町村会長)が出席
—民主党調査会でも意見陳述—
町村Nav...
新任都道府県町村会長の略歴
昭和を思い温故知新...
山口県田布施町長 長信 正治...
(11) (8) (7) (3) (2)

コラム

「義捐金」から「支援金」へ

作新学院大学総合政策学部教授

橋立 達夫

東日本大震災が起こって3ヶ月。いまだに緊急避難所暮らしの方々が数多く居られる。同時に起こった原発事故への対応に追われているとはいえ、政府の被災地対策はいかにも遅い。確かに、自衛隊がいち早く現地に出動し、被災者救助とがれきに埋まった被災地の片づけに当たっている。2ヶ月以上ものテント生活の不便を押して日夜活動されている姿には本当に頭が下がる。しかし、それ以外の国の施策は一向に進まない。緊急の補正予算すら国会に提出できない状況は、政治不在ともいえるべき状況である。初夏の鳥ホトギスも「テッペンカケタカ」と鳴いている。

そのような状況の下で、被災地を支えているのは市民の力である。医療や介護、ライフラインの確保などについて、全国から有志の専門家が集まり、素早い対応が行われた。また被災地の医療・福祉従事者が、自らも被災した中でいち早く活動を開始した。さらに避難者の生活支援については、地域のまちづくり系のNPOなど市民活動団体が、その役割を担っている。彼らの立ち上がりは極めて早く、全国の仲間たちとのネットワークを活かして、現場の被災者の必要に沿ったきめ細かい支援活動を行っている。支援物資の調達や配給、ボランティアの募集・派遣はもとより、入浴等のサービス、食物アレルギーを持つ被災者への食材の配給、車いすを失った被災者のための車いすの寄付募集などである。支援者の国際的なネットワークによりドイツからおもちゃが届けられたりもする。行政による一律的な対応では手の届かないところへの対応には目を醒めるべきものがある。

今、こうした市民活動団体に支援金を送り、活動の後方支援をする動きが広がっている。日本赤十字社や中央共同募金会には、すでに数千億円の義捐金が集まっていると聞けが、被災者の手元には一向に届かない。最終的な配分先が不透明で、また時間もかかる義捐金に対して、実際に地域で力を発揮する組織を直接支援する支援金の即効性と実効性に注目が集まっている。

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。
写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。
なお、採否は当方に一任願います。
送り先：全国町村会・広報部

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席

—「社会保障と税の一体改革」に地方の意見を反映させるよう発言—

全国町村会



▲会合に出席した地方六団体代表（右が藤原全国町村会長）



▲会合冒頭で挨拶を行う菅総理大臣（中央）

法制化後初会合となる「国と地方の協議の場」が6月13日に総理大臣官邸で開催され、本会の藤原忠彦会長（長野県川上村長）ほか、地方六団体の代表が出席した。政府側からは、菅総理大臣、枝野内閣官房長官（国と地方の協議の場議長）、片山総務大臣、与謝野社会保障・税一体改革担当大臣、野田財務大臣らが出席、社会保障・税一体改革、東日本大震災復興対策について協議を行った。

はじめに菅総理から「法に基づく第1回目の協議の場であり、歴史的意味を持つ。この場が有意義な場として機能することを期待する」との挨拶の後、政府が6月20日に成案をまとめようとしている「社会保障・税一体改革」及び「東日本大震災復興対策」について一括して協議を行った。

地方六団体は、国と地方の社会保障サービスは一体であり、地方の社会保障財源を確保すべきとした「社会保障と税の一体改革について（意見）」及び「東日本大震災からの復興に向けて」を提出（4頁参照）。地方側を代表し、全国知事会長が「国の視点から見ただけの社会保障であってはならない。国と地方が全体像を国民に示さなければ国民不在の社会保障対策と言わざるを得ない」旨発言した。また、藤原会長は「社会保障制度について、地方も国と同調し、そのうえで単独事業も行ない実効性をあげてきた。今回の改正案は、地方の役割を全く無視し、財源を配分しない改革案となっている。地方の取り組む単独事業を適正に評価し、役割に応じた地方財源の確保を改革案に明示してほしい。単独事業は課税自主権の拡大でまかなえという表現になっているが、地方の財源を確保しない改革案であれば断固反対せざるを得ない」との発言を行った。

これら地方側の発言に対し枝野議長から、「社会保障改革案は案であり、20日までの間に修文するつもりである。地方団体から理解いただけるようぎりぎりまで努力したい。」との発言があった。

活 動



▲民主党社会保障と税の抜本改革調査会・税制改正PTで発言する渡邊常任理事（左）



▲社会保障・税一体改革に関する意見交換会に出席した渡邊常任理事（左）

社会保障・税一体改革に関する意見交換会に渡邊常任理事（新潟県町村会長）が出席——民主党調査会でも意見陳述——

政府は6月10日、社会保障と税の一体改革に関する成案の決定に向け、地方三団体との意見交換を行った。地方側として、本会からは渡邊廣吉常任理事（新潟県町村会長・聖籠町長）が出席したほか、中村時広・愛媛県知事、森民夫・全国市長会長が出席し、意見を述べた。政府側からは、与謝野馨社会保障・税一体改革担当大臣、片山善博総務大臣、野田佳彦財務大臣、大塚耕平厚生労働副大臣が出席した。

会議の中で、渡邊常任理事は、政府の「社会保障改革に関する集中検討会議」で示された「社会保障改革案」の内容について、地方の意見が「ただ聞きおく程度の扱いになっている」と述べ、「とうてい承服できない」と冒頭に強く批判。さらに、消費税収の使途となる「社会保障給付」の範囲が、制度として確立した年金、医療、介護及び少子化に対処するための施策（社会保障四経費）に限定された点について疑問を呈し、「国の負担が大きい分野だけを取り出して議論し、国のみ財源確保を図ろうとしたものと言わざるを得ない」と主張。仮に、地方が実施している健康づくりや予防事業等の単独事業ができなくなった場合、医療

保険の給付費が大幅に増えることは間違いないとして、「そうした地方の取り組みを前提とすることなしに、制度として確立された医療や介護の機能強化を言っても、結局は絵に描いた餅になりはしないか」と強く危惧した。

このほか、地方側からは、同改革案について「今出ている案のままだったら誰も地方団体はついてこない」（中村知事）、「腰を据えて反対させていた」（森市長会長）と明確な反対意見が出されたほか、消費税収の使途となる「社会保障給付」から地方単独事業を除外した点についても、「地方単独事業はいかなるものなのか、いかなる経緯で成り立ってきたのかについて、しっかり

捉えることが重要」（中村知事）、「甚だしい見識不足」（森市長会長）と強い主張が相次いだ。

これに対し、政府側からは、地方単独事業の扱いについて、「抽象的な議論ではなく、データを踏まえた議論をしたい」（野田財務大臣）との提案があったほか、財源については「まずは消費税を上げるといことが大事」であり、同税を社会保障に限定した財源とした上で、国と地方の配分割合については「総務省と財務省が事務的に検討するしかない」（与謝野社会保障・税一体改革担当大臣）等の発言があった。

なお、政府との意見交換に先立ち、同日午前に行われた「民主党社会保障と税の抜本改革調査会・税制改正PT合同会議」にも渡邊常任理事が出席、同様の意見を述べた。同調査会は、成案決定までに更に検討を重ね、「政府・与党社会保障改革検討本部」の下に設置された「成案決定会合」の議論に党の意見を反映させるとしている。

政府は、社会保障と税の一体改革について、20日の最終案決定を目指すし、「この「成案決定会合」のほか、「国と地方の協議の場」（前頁）等で検討を継続するとしている。

活 動

社会保障と税の一体改革について（意見）

政府は、社会保障と税の一体改革に当たり、以下の観点からの検討を深め、成案を得るよう、地方六団体として意見を提出する。

1 国と地方の社会保障サービスは一体であることを認識すべき

地方は年金以外の社会保障サービス全般を担い、それぞれの住民のすべてのライフステージを通じて継続的かつ包括的な社会保障サービスを提供している。全体の社会保障は、

国と単独事業も含めた地方の社会保障サービスが一体として支えており、地方の社会保障サービスなくして社会保障制度は機能しない。

高齢者三経費（基礎年金、高齢者医療、介護保険）とこれに制度化された少子化対策経費等を加えたいわゆる社会保障四経費に対象を限定するべきではなく、社会保障サービスを地域の実情に応じて一体的に提供していく必要があるという現実を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障全体をこらえた議論が必要であること。

■社会保障関係費の現状（H22年度当初、単位：兆円）

区分	国費を伴う事業		その他事業	地方負担計
	国費	地方費		
基礎年金	9.9	0.7	—	0.7
後期高齢者医療	4.5	2.2	0.0	2.2
介護	2.2	2.1	0.2	2.3
小計	16.6	5.0	0.2	5.2
その他年金（恩給等）	1.4	0.0	0.0	0.0
医療	5.1	1.5	2.9	4.4
子ども・子育て	2.4	1.9	1.8	3.7
障害者福祉等	2.4	1.1	2.3	3.4
合計	27.8	9.5	7.3	16.8
国と地方の負担割合	国 62.3%		地方 37.7%	

■国と地方の事業が一体となっている例

	国の事業	地方の単独事業
保育所	私立認可保育所（国1/2）	公立認可保育所
予防接種	健康被害対策（国1/2）	予防接種自体の実施
がん検診	子宮頸がん、乳がん（国1/2）	胃がん、肺がん、大腸がん等
母子・乳幼児	母子手帳、乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診（9回分）（国1/2）	妊婦健診（5回分）、乳幼児健診、乳幼児医療費

2 地方分権による社会保障サービスの総合化及び効果的に行う体制を確立すべき

地方自治体は、社会保障制度運営の中核として住民と直接向き合い、医療・介護・福祉の地域包括ケア、就労・生活一体支援及び保育や子育て支援等、総合的な社会保障の実現に力を注いできた。

こうした住民本位の社会保障サービ

スを効果的に、また地域の実情に応じて柔軟かつ持続的に提供するため、地方自治体の裁量を拡大し、ワンストップ化をさらに進めるなど制度の改善を図るべきである。その際には、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、出先機関改革などの具体案を盛り込むこと。

3 地方の社会保障財源を安定的に確保すべき

地方の社会保障財源については、平成21年度税制改正法附則104条3項7号において、「地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」と明記されている。

この道筋に従い、地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行った上で、国・地方の社会保障全体におけるそれぞれの役割分担に応じて、偏在性の小さい地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充など安定的な財源確保を図ること。

なお、現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気

税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯に留意すること。

4 分科会の設置による実質的な協議を開始すべき

国と地方の協議の場が法定化されたことを踏まえ、地方が重要な役割を担う社会保障サービスの各分野の制度設計にあたっては、地方の意見を的確に反映し、国・地方の適切な財源配分を含め、効果的な制度となるよう、法に基づく分科会を設置し、速やかに検討を開始すること。

平成23年6月13日

地方六団体

全国知事会会長

山田 啓二

全国都道府県議会議長会会長代理

全国市長会会長

高嶺 善伸

全国市議会議長会会長

森 民夫

全国町村会会長

五本 幸正

全国町村議会議長会会長職務執行者

藤原 忠彦

中崎 和久

東日本大震災からの復興に向けて

東日本大震災は、わが国に未曾有の被害をもたらした。東北地方のみならず国民全体の暮らしや経済活動に甚大な

影響を及ぼしている。一刻も早い被災地の復興を成し遂げるとともに、日本の再生に向けて国と地方が総力を結集

活 動

して取り組まなければならない。

ついては、これまで被災自治体から提言・意見のあったものについて早急に取り組むとともに、当面の緊急課題である以下の事項について、国と地方で十分協議の上、速やかに対応するよう提言する。

1. 地方の主体性を生かし、迅速に復興対策に取り組むべき

提言1 地域主体のまちづくり復興計画のための方針の早期提示

東日本大震災の被災地は、大津波等により壊滅的な打撃を受けており、復旧・復興事業の早期推進が必要である。しかしながら、被害状況や地理的条件が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情を踏まえたまちづくり復興計画の策定が不可欠である。ついては、国は地域が主体的なまちづくりを推進していくための基本方針を早期に提示すること。

提言2 復興特区の創設

復興を迅速に進めるためには大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」の創設が急務である。国は被災地からの提案を真摯に受け止め、地方との協議の上、早急に制度設計を行うこと。

その際、既存の特区制度のスキームに捉われることなく、国の関与は最小限とし、地域が主体的に策定した復興計画を速やかに実施できる簡便な手続

きとすること。

また、東日本大震災のための特別法の制定に当たっては、地域の意見を十分に踏まえ、実効性のあるものとし、早期成立を図ること。

提言3 迅速ながれき処理の推進

復旧・復興の第一歩となるのが、被災地のがれき処理である。

東日本大震災で発生したがれきは広域かつ大量であり、被災市町村の処理能力を大きく超えている。

迅速な処理を進めるため、がれきの広域処理に国の直轄事業を導入するなど、既存の制度や役割分担を超えた特例措置等を講じること。

提言4 復興財源の確保と自由度の高い交付金制度の創設等

国民的合意のもとに復興に必要な財源を確保すること。

また、被災した自治体や避難者を受け入れている自治体が実施する復旧・復興のために増大する財政需要については、地方交付税総額とは別枠で確保するとともに、地域の実情に応じて、地域が主体的判断で復旧・復興を実施できる自由度の高い包括的交付金制度の創設や国が実施する直轄道路等の災害復旧・復興事業に対する被災した自治体からの負担金を廃止するなど、弾力的な財政支援措置等を講じること。

提言5 被災県ごとの大規模な復興基金の早期創設

被災地の実情や被災者のニーズに即した復興対策を長期・安定的に地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を被災県ごとに早期に創設すること。

提言6 ライフライン等の復旧

上下水道、電気、ガス等のライフライン、道路、橋梁、鉄道等の社会基盤、防災行政無線等の各種通信施設の早期の全面的復旧を進めること。

提言7 農林水産業の早期事業再開支援及び商工業、観光業等の復興支援

被災地の基幹産業である農林水産業については、漁船・漁港が破壊されて漁村集落の存立が脅かされている水産業、農地の塩害や用排水路の損壊等により作付けが困難となった農業、製材所等が損壊し木材製品の供給が滞った林業、といった厳しい状況に置かれていることから、早期事業再開を求める農林水産業者を強力に支援すること。

また、震災や風評被害を受けている商工業、観光業等が事業展開に向けて取り組むことができるよう、税財政支援、金融的支援を行うこと。

提言8 第2次補正予算の速やかな編成と執行

被災地の要望を踏まえ、まちづくりや事業者の事業再開など本格的な復興

対策を盛り込んだ第2次補正予算を速やかに編成し、直ちに実施すること。その際、今月中に予定されている東日本大震災復興構想会議の第一次提言を最大限盛り込むこと。

2. 福島第一原発事故の早期収束と安全対策を再構築すべき

提言1 原子力発電に関する安全対策の確立

いまだ収束の兆しが見えない福島第一原発事故に柔軟かつ大胆に対応できるよう、官民及び国内外の叡智を集めた取組を進めること。

今次の事故により得られた知見や徹底検証の結果等を踏まえ、防災指針や原子力発電所等に対する耐震設計審査指針などの安全審査基準を抜本的に見直し、国内の他の原子力発電所における安全対策を再構築すること。

また、避難用道路の確保など広域的な防災対策及び支援措置の充実に向け、国の責任において徹底した対策を講じること。

提言2 放射能汚染に対する安全対策の強化

放射線量等に関するモニタリングを強化し、広域のかつ継続的な測定を実施するとともに国内外に正確な情報を迅速に発信すること。

また、放射性物質に汚染された土壌、廃棄物等に関する放射線量の基準や指針を速やかに設定した上、住居や土壌・

活 動

農地の除染、放射性廃棄物等の安全な処理方法の提示と実施など、住民生活の安全・安心を確保する対策を強化すること。

特に、放射線量の多い地域の学校等で除去した土、砂等の最終的な処分方法について明確な基準を示すとともに、教室等に設置する放射線の影響を遮断する空調設備に対する支援措置を講じ、プール使用に際しての適切な基準も示すこと。

提言3 原子力発電所事故に起因する損害等に対する十分な賠償と対策の強化

警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域はもとより、それ以外の地域においても、住民や事業者が精神的不安や風評により被った直接・間接の被害・損失に対し責任を持つて対応すること。

また、出荷制限等による農水産物等の被害や操業停止を余儀なくされた事業者・従業員や風評被害を被った農水産物等の生産者や加工業者、観光業者や商工業者のほか、その従業員に対して完全な賠償を早急に行うこと。

上記のような営業被害や風評被害のほか、精神的不安などについても幅広く賠償等の対象とするとともに、迅速に賠償金又は仮払金を支払うことができるよう、必要となる立法措置を講じる。

さらに、農林水産物、加工食品、工

業製品、観光・サービスなど広範な分野に及ぶ風評の払拭に向けた的確な情報発信を国内はもとより海外に向けて実施すること。

3. 被災者支援施策等を充実・強化すべき

提言1 避難を余儀なくされている被災者の生活再建に向けた取組の充実・強化及び地域産業の再構築

地震、津波災害及び原子力災害により避難を余儀なくされ、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者等に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめの細かい支援を機動的に実施するとともに、壊滅的な被害を受けた地域産業の再構築のための経済的、金融的な支援を行い、地元優先の雇用対策を早急に講じること。

また、住民票を避難先の市町村に移さなくとも、必要な行政サービスを受けられる仕組みを構築するとともに、避難先の市町村に対し万全の財政支援を行うこと。

さらに、復旧・復興のための被災自治体への人的・物的支援に要する経費への財政支援についても十分に行うこと。

提言2 被災者の生活再建支援

以下の生活再建支援施策の実施を強く求める。

①津波被害地域の集団移転を促進するため、国による土地買上制度の創設

や、防災集団移転促進事業の要件緩和を行うとともに、地盤の崩落や地滑りによる宅地被害等の復旧に対する財政支援等を図ること。

②液状化により住宅が損壊したすべの住民に対して、被災者生活再建支援法に基づく支援金が支給されるよう救済範囲を拡大すること。また、現行の被災者生活再建支援制度や災害援護資金制度において、住宅や非住家の被害についても住宅同様の資金的支援策を講じること。

③被災者や事業者等の二重債務問題の解消を図ること。

提言3 被災者生活再建支援法の見直し

東日本大震災は、相互扶助の理念に基づいて創設された被災者生活再建支援法の想定を超える巨大なものであり、国全体として取り組むべき課題である。よって、以下の点に関し、被災者の一刻も早い救済のため同法の見直しを行うこと。

①地方の負担額は、支援基金の現在高の範囲とし、国の負担率を95%とすること。

②国主導で実施する支給対象の拡大、支給額の引き上げ等は、国の責任において、国の全額負担で実施すること。

③法改正後の上記負担率は遡り適用し、法改正までに支払われた支給金の総額は法改正後の制度の一部とみなすこと。

提言4 原子力災害被災者への税負担の救済等

原子力災害被災者の税負担に対する救済について、特別法を制定することなどにより地震・津波災害と同様に措置するとともに、地方公共団体における地方税収入等の減に係る100%の財源措置を講じること。

提言5 応急仮設住宅整備等の促進

東日本大震災により住宅を失うなど避難を余儀なくされている被災者のため、応急仮設住宅の建設あるいは公営・民間住宅等の活用を促進すること。

また、今後の恒久的な住宅供給対策については、地方負担の軽減、全額国庫による補助や補助対象の拡大、地元の建設業者を活用した復興住宅建設など、被災地のニーズ・実情に即して柔軟に実施すること。

平成23年6月13日

地方六団体

全国知事会会長

山田 啓二

全国都道府県議会議長会会長代理

高嶺 善伸

全国市長会会長

森 民夫

全国市議会議長会会長

五本 幸正

全国町村会会長

藤原 忠彦

全国町村議会議長会会長職務執行者

中崎 和久

情 報

■新任都道府県町村会長の略歴

宮城県町村会は平成23年5月23日の町村長会議で次の通り会長を選出した。

(5月30日就任)

宮城県町村会長
宮崎 勝雄
宮城県利府町長

鈴木 勝雄
昭和19年2月12日生

山梨県町村会は平成23年5月12日の町村長会議で次の通り会長を選出した。

(6月1日就任)

山梨県町村会長
山崎 幹男
中巨摩郡昭和町長

角野 幹男
昭和17年12月21日生

岐阜県町村会は平成23年5月16日の臨時総会で次の通り会長を選出した。

(6月1日就任)

岐阜県町村会長
いづみ 宗孝
揖斐郡揖斐川町長

宗宮 孝生
昭和18年2月19日生

奈良県町村会は平成23年5月24日の臨時総会で次の通り会長を選出した。

(6月1日就任)

奈良県町村会長
いこま 利重
生駒郡斑鳩町長

小城 利重
昭和24年1月19日生



【住所】利府町森郷字藤田47番地

【町村長としての当選回数】4回

【町村長に就任するまでの経歴】▽平成7年4月 利府町議会議員

【町村会関係の経歴】▽平成21年5月26日 宮城県黒川地方町村会長

【主な業績】

▽町民バスの運行開始▽第56回国民体育大会実施▽役場庁舎と町民交流館の複合施設建設▽ISO9001認証取得▽農産物直売所「ふれあい館」開設▽東北楽天ゴールデンイーグルス2軍本拠地誘致▽役場庁舎への追尾式太陽光発電システムの導入▽子ども医療費無料化の実施

【趣味】旅行、ウォーキング、車の運転

【家族】妻

【住所】昭和町西条4169

【町村長としての当選回数】2回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭和町消防団長(3期)▽昭和町西条一区区長▽昭和町農業委員▽昭和町議会議員(6年8ヶ月)

【町村会関係の経歴】▽平成19年6月〜20年5月 山梨県町村会監事▽20年6月〜23年5月 山梨県町村会副会長

【主な業績】

▽常永土地区画整理事業▽行政区制度改革の実施▽町内児童館増築事業▽杉浦医院(文化財)保存事業▽押原公園建設事業

【趣味】映画鑑賞

【家族】妻・娘夫婦・息子夫婦・孫4人

【住所】揖斐川町房島1326番地1

【町村長としての当選回数】3回

【町村長に就任するまでの経歴】▽平成8年 揖斐川町助役

【町村会関係の経歴】▽平成19年6月〜21年5月 揖斐郡町村会会長・岐阜県町村会理事▽23年6月〜 揖斐郡町村会会長

【主な業績】

▽防災センター兼庁舎建設事業▽放送通信ネットワーク整備事業▽小中学校耐震補強事業▽統合学校給食施設建設事業▽公共下水道整備事業▽農業集落排水施設整備事業▽木質エネルギー利用施設整備事業▽中学卒業までの医療費無料化▽地帯制フンコインバス運行開始

【趣味】旅行

【家族】妻、三男

【住所】斑鳩町阿波3-1-21

【町村長としての当選回数】7回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭和46年5月 奥野誠亮衆議院議員秘書▽50年4月 斑鳩町議会議員(3期)

【町村会関係の経歴】▽奈良県町村会理事・平成4年5月〜▽奈良県町村会副会長・13年6月〜15年6月

【主な業績】

▽史跡藤ノ木古墳整備事業▽文化財活用センター建設▽文化振興センター「いかるがホール」建設▽「いかるがパークウェイ」モデル区間開通▽公共下水道事業 供用開始▽JR法隆寺駅舎改築▽ふれあい交流センター「いきいきの里」建設▽総合保健福祉会館「生き生きプラザ斑鳩」建設▽ISO14001認証取得

【趣味】スポーツ観戦

【家族】妻、長女、長男

情 報

新刊紹介

コミュニティデザイン
人がつながるしくみをつくる

山崎亮著

学芸出版社 定価1,800円(税別)



「これからは、ハードからソフトの時代だ」と言われる。「ネットワークの時代」「コミュニティの時代が到来した」とも言われる。しかし、こうした掛け声と、具体的な実践の間には、大きな壁が立ちちはだかっている。本書はこの大きな壁を乗り越えようと奮闘する若きデザイナーの活動報告である。著者は、建築設計や景觀デザインの仕事に携わる中で、「モノ」や「場」の完成形をデザインするのではなく、むしろ「モノ」や「場」をマネジメントする担い手を育てることこそが必要だと気づく。そして、担い手としてのコミュニティに着目する。

現在、著者は、島根県海士町、栃木県益子町など、全国各地に通い、人と人とのつながりを結び直すことにより、地域をマネジメントできる自立したコミュニティをつくりあげようと取り組んでいる。そこには、モノをつくるのではなく、つくりつづけるしくみをつくる、新たなデザイナー像がある。

政権交代と自治の潮流
続・希望の自治体行政学

大森彌著

第一法規 定価2,400円(税別)



著者の前著「変化に挑戦する自治体」から3年。この間、政権交代が起こり、「地域主権改革」を唱える民主党政権が誕生した。「平成の合併」は一段落したものの、今度は、「地域主権改革」と抱き合わせて道州制を政治の俎上に載せよという動きが起こりつつある。地方議会改革に絡んで、首長と地方議会の関係も課題化し始めている。

本書は、政権交代を挟む3年間に執筆された著者の論稿をとりまとめたものであり、地方分権改革、市町村合併、道州制、地方議会改革など、地方自治の多岐にわたるトピックを扱っている。地方自治をめぐる情勢が大きく変化するなか、いったい地方自治はどこへ向かおうとしているのか。本書は、その道筋を見極める一助となるだろう。

田園サステイナブルライフ
ハケ岳発!

心豊かな農ある暮らし

中島恵理著

学芸出版社 定価2,100円(税込)



自然資源が豊かなハケ岳山麓には、伝統的な暮らしや地域づくりの知恵が残されている。また、都会から移住し農的で環境に負荷をかけない暮らしをする人も増えている。環境省で働きながら、週末はハケ岳山麓の長野県富士見町で農家の嫁という二重生活を送る著者が、ハケ岳山麓に住む人々の心豊かな暮らしや、全国各地の持続可能な社会づくりに向けた様々な挑戦を紹介しながら、農を取り入れた自給自足的なライフスタイルのあり方、それを支えるための仕組み、行政の手法について提案する。



何かと面倒な相続手続き、
お手伝いいたします。

遺産整理業務

【わかし愛】

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎ 0120-349-250

ご利用時間／平日・土・日 9:00～17:00 (祝日等を除く)
(回線がつながりましたら ☎ を押してください。)

私たちは資産を守る
パートナーです。



資産の話をしませんか。

信託世代の。

住友信託銀行

●資料のご請求は店頭窓口またはホームページまで。

住友信託銀行

検索

情 報

第1回

「ふるさと再生・行動する首長会議・政策研究フォーラム」

全体テーマ…地域主権時代のふるさとイズムの構築に向けて
 ↳ポスト3・11新たな「ふるさと」の創造

「ふるさと再生・行動する首長会議」

首長会議は、農山村活性化につながる政策の実現を目指す市町村長らにより平成22年9月23日に設立されました。自治体首長間の緩やかなネットワークを構築し、現在市町村が抱える諸問題の解決に向かって行動すること、多様な選択定住を求める国民が、それぞれの郷土への愛着と誇りを見いだし、豊かで幸福にあふれる人生をその地で実現できる環境を早急に整えることを目指しており、その為には、当該問題の解決を積極・果敢に政府に対して提案・提言・要請していくことを基本的な行動原理とするものです。

【日時】

平成23年7月17日(日)・18日(祝・月)

【場所】

政策研究大学院大学(東京都港区)

【日程】

☆1日目

■開会式 13:00～13:30

■プログラムⅠ 14:00～16:00

①基調講演…古代都市国家と現代の地方自治における文明論

講師：青柳正規(国立美術館理事)

／国立西洋美術館館長

②基調講演…「ふるさとイズム」をマネージメントする首長の資質

講師：飯尾潤(政策研究大学院大学教授)

■プログラムⅡ 16:15～17:45

【パネル討論】

テーマ…3・11以降のふるさと論

「ふるさと」の喪失を超えて

■プログラムⅢ 18:00～19:30

交流会

☆2日目

■プログラムⅣ 9:30～11:30

【首長ワークショップ】

分科会全体テーマ…持続的地域社会づくりを支える「ふるさとイズム」

■プログラムⅤ 13:00～15:00

テーマ…新ふるさと時代：首長に求められる責任と自覚、義務と能力

①分科会報告②パネル討論

■プログラムⅥ 15:00～16:00

平成22年度定例総会

①平成22年度活動報告②平成23年度活動方針③行動する首長会議の政策課題(アジェンダ)採択

【お申し込み・お問い合わせ先】

ふるさと再生・行動する首長会議事務局(担当 町野、髙(かさみ))

TEL…03-3543-0336

FAX…03-3543-0346

e-mail: info@furusatokaiki.net

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これから充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
 ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



随 想

随 想

昭和を思い温故知新

山口県田布施町長 長 信 正 治



田布施町は、山口県の東部に位置し、南は穏やかな瀬戸内の海が開け、山あり、川あり気候は温暖で、冬期でも積雪はほとんどなく自然環境に恵まれています。交通面は、山陽本線の鉄道が町の中央部を通り、駅も中心部にある。道路網の陸上交通路は、町の南部海岸線を国道188号線が岩国市と周南市を繋ぎ、また、山陽自動車道の熊毛インターチェンジからも近く生活の利便性にとても優れています。

次産業の農業が主力で、緑豊かな田園と手入れされた山林や里山は美しい景観でした。

その時代は「政治と宗教と教育の町 田布施」といわれています。

政治の町とは、昭和32年に岸信介総理大臣が誕生しました。それは町を挙げての大歓迎。昼は日の丸小旗行列、夜は提灯行列と、当時小学4年生の私は今でも鮮明に光景が目に残ります。(在任は35年7月迄)

また、昭和39年には佐藤栄作総理大臣が誕生しました。兄岸信介総理大臣から約4年後の、弟佐藤栄作総理大臣の誕生は、日本の国では初めてのことで、兄弟宰相に町は大歓迎。町は歓喜に包まれました。(在任は47年6月迄)

この年は、東京オリンピックが開

催されました。国も高度成長の中の開催で、高校生の私は政治に強く感心を持ったものです。

宗教の町とは、神道天行居「教派神道系」と天照皇大神宮教「諸教系」の2つの宗教は、田布施町に本部を置き活発に活動されています。

神道天行居は、昭和36年より本境内で剣道大会が開催され、県内外から500人以上の剣士が集い、優勝者に名刀が授与されることから盛大な大会でした。

天照皇大神宮教は、北村サヨ教祖(名譽町民)が全国各地への巡教によって本部に集う同志が増加し、特別臨時列車を仕立て田布施に参集する盛況。また、ハワイをはじめアメリカ各地を巡教、その後も、東南アジア、中東、ヨーロッパ、アフリカ等世界36カ国にわたって巡教が続けられています。

昭和39年には本部道場が竣工し、その広大な神殿的特異な景観は教団のシンボルとなっています。

教育の町とは、昭和33年には4つの中学校が町に1つの中学校として統合。町の合併から2年で校舎、特別教室、体育館を建設し、完成しま

した。町の教育への思いを「教育優先の町」として、学校経営の面で、健全な心身を持ち、郷土愛に富み、明朗で公正な人格を具え、自他を敬愛し、感謝の気持ちが熱く、創造性の豊かな自主的で実践力のある人間の育成を教育目標として掲げ、精進努力を重ねるその教育実践成果は環境緑化で全日本緑化コンクール中学の部で優秀校に選ばれ、文部大臣、農林大臣国土緑化推進委員会より表彰状を受けています。他に、優良校として多くの表彰も受けています。

昭和34年には、特殊教育の必要性の高まりから、社会福祉法人城南学園が設立されています。昭和37年には県立の工業高校が誘致され、町としての県立学校3校は、当時教育の町といわれる一因だと思います。

私が育った小中高校生の昭和30年代の田布施町の思い出が、これから町づくりに必要なことは何か、急成長し繁栄してきた時代、忘れたり、置き去りにしたことはないかを考える機会を得ました。温故知新、昭和を今一度研究し、住みよい町づくりに邁進していきます。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 無事故による割引で新規から **33% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
- ・自動車保険集団扱年一括払による割引5%適用。

車 名	フィット
型 式	GE6
初 度 登 録	平成23年2月
年 齢 条 件	26歳以上補償
運 転 者 限 定	本人・配偶者限定
記名被保険者	30才
新 車 割 引	有
共 済 (保 険) 金 額	150万円
払 込 方 法	集団扱年一括払



加入タイプ	自己負担額(免責金額)なし	自己負担額(免責金額)5万円
一般条件(割引適用済)	56,400円	42,710円
(通常・新規で加入する場合)	79,970円	60,570円
車対車+A(割引適用済)	25,040円	18,960円
(通常・新規で加入する場合)	35,500円	26,880円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものです。保険料は平成23年4月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

〔車両保険引受保険会社〕(株)損害保険ジャパン

[SJ10-13443(2011.3.18作成)]